

気を付けよう「生活道路」恐るべし

2026R08.09.01 改正道路交通法施行令施行により「生活道路」における自動車の法定速度が引き下げ(60km/h⇒30km/h)られます。

「生活道路」とは住宅街や商店街などの道路のことですが山道、畑・田んぼの農道であってもセンターライン(中央線)や中央分離帯がない道幅 5.5m 未満の狭い道路を「生活道路」と同じ扱いになり、法定速度は 30km/h となります。

速度標識で指定されている場所(中央線なし。道幅 5.5m 以上)では、その指定速度が優先されます。

速度標識がない場合、従来は一律 60km/h が上限でしたが、**30km/h** に引き下げられます。

山村・農村の集落内を通る生活道路的な道は 30km/h 要注意です。

林業・農業従事者が日常利用する農道・林道は 30km/h 要注意です。

基本的には 2026 年 9 月 1 日から 30km/h となるのは「中央線等のない一般道路(生活道路 道幅 5.5m 未満)」です。山道、農道にもセンターライン(中央線)がある 60km/h の道とセンターラインがない 30km/h の道が混在します。

役に立つ Check_Point

山道・農道を走るとき

1_速度標識を確認する。

速度標識 30・40・50 があれば従う、速度標識がなければ道幅 5.5m 未満 30km/h です。

2_センターライン(中央線)を確認する。

センターラインがあれば 60km/h、なければ道幅 5.5m 未満 2026 年 9 月 1 日以降 30km/h です。

3_中央線なし、道幅 5.5m 以上の道路は通常は 60km/h ですが速度表示 30/40/50 があるようです。

最大限注意を要するのはスピード違反で免許停止になることです。

見通しの良い山道・農道(生活道路)では容易にスピードが出てしまいます 30km/h 以上 50km/h 未満の速度超過は違反点数 6 点、赤切符・罰金 6 万～9 万円・免停 30 日間となります。

センターラインなし、道幅 5.5m 未満、直線道路、見晴らしもよく気持ちよく車を走らせると 60・70km/h は気にせずでるものです。

ちょっとした木陰、お地藏さん、曲がり角 etc.で移動式オービスが目光らせ待ってます。

時期的には施行の 9 月期は取り締まりが厳重かと思われます。

山道・農道を走行する時は先ずはセンターラインの有無、道幅、速度標識を確認して走りましょう。

ご安全に

広報啓発 POSTER

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/Residential_roads.files/residential_roads.pdf

[residential_roads.pdf](#)